

令和7年度 兵庫県相談支援従事者現任研修 実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実施している方の日常業務の検証とスキルアップを図るとともに、地域における更なる相談支援体制の構築・推進等について、中核的な役割を担う人材の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 研修対象者 ※下記①～③の全ての要件を満たす方

①	【実務経験】 市町の相談窓口（委託相談事業所を含む）または指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等において、相談支援専門員として相談支援業務に現在従事しており、 <u>一定の経験</u> ^{※1} を有する方
②	【受講サイクル（4年目・5年目）】 次のいずれかに該当する方 a 令和2年度～令和3年度の相談支援従事者 <u>初任者研修</u> の修了者 b 相談支援従事者 <u>現任研修</u> の修了者（平成17～18, 22～23, 27～28年度の初任者研修の修了者）
③	【研修参加能力】 演習で使用する課題（自らが担当した個別ケースの概要（支援の経過、エコマップ、地域とのつながり）、地域の社会資源についての資料等）を作成・提出できるとともに、演習において相談支援専門員としての専門性を生かした検討や討論をする能力を有する方 ^{※2} ※課題の詳細は別紙「事前課題についての案内」を必ずご確認ください。

※1 「一定の経験」要件について

初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることが受講の要件となります。

※2 現場での経験を踏まえた演習を行いますので、相談支援業務の従事経験がない方は、原則として、再度、初任者研修を受講いただくようお願いします。

4 研修日程及び研修方法 講義、演習計4日間 8:30～17:30（詳細は決定者に通知）

日 程： [講義] 令和8年2月12日(木)

第1回[演習] 令和8年3月4日(水)、5日(木)、6日(金)

※演習については、講義1日＋演習3日間連続の受講が必要です。

開催方法：講義 Zoomによるオンライン

演習 兵庫県総合リハビリテーションセンターにて対面実施
(〒651-2134 神戸市西区曙町 1070)

5 受講申込

(1) 申込方法

・福祉のまちづくり研究所研修センターホームページの「実施要項」「留意事項」を確認した上で、専用の申込フォームよりお申込みください。

※FAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受けません。

※申込内容に不備、虚偽のある場合は受付できません。

※申込みが完了した場合は、自動返信メールがあります。自動返信メールが届いていない場合は、申込みができていないので、メールが受信できる状態にし、再度申込みをしてください。

(2) 申込期間（申込期間外は一切受付できません）

令和7年10月16日(木)～令和7年11月4日(火) 正午

(3) 申込先

ホームページからのネット申込のみ
総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
現任研修のページから申込 <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=40>

6 受講決定

- ・受講可否については、申込者全員に、申込期間後から1ヶ月前後で申込みの際に記入いただいた郵送物発送先住所へ発送します。(発送当日に研修センターのホームページでその旨お知らせします)
- ・申込者多数の場合は、次の点等に配慮して、選考のうえ受講者を決定します。

① 県内の相談支援事業所において相談支援専門員として現に従事している（または今後確実に従事する予定がある）方

② 今年度の現任研修を受講しなければ相談支援専門員の資格を喪失される方（平成22年、27年、令和2年度に初任者研修を受講した方 等）

※この研修は、指定相談支援事業所等における相談支援専門員が、初任者研修受講後から5年度毎に1回以上受講することを義務づけられております。

7 受講料 20,000 円

8 研修修了の認定方法

- ・研修の事前課題、全科目の講義・演習を修了した場合のみ修了証書を交付します。
- ・受講決定後の事前課題に明らかな不備がある場合や提出の締切りを過ぎた場合は、受講を取消す場合があります。
- ・遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注1）等についても修了証書の発行を行わない場合があります。

注1) ①他の受講者、研修内容に迷惑となる行為

②研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り、グループワーク等における消極的な態度等）

③研修に関するルールを守れない場合

9 留意事項

研修申込にあたり、必ず「研修留意事項」を確認してください。

また、配慮する必要がある場合は、申込書の所定欄にその旨ご記入ください。それ以外にも、必要とする事項で予め研修主催者に伝達すべきことがあれば、あわせてご記入ください。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】 お問合せ時間：平日9:00～17:00（祝祭日除く）

福祉のまちづくり研究所ホームページから、研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】坂野・藤田

【実務経験等について】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班 【担当】久留島

メール：shougai@pref.hyogo.lg.jp